

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

登米市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県登米市

3 地域再生計画の区域

宮城県登米市の全域

4 地域再生計画の目標

本市は、平成 17 年の合併により誕生した市である。人口は、合併時平成 17 年の 89,316 人から平成 27 年で 81,959 人まで落ち込んでおり（国勢調査）、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 27 年には平成 17 年比で総人口が約 58% となる見込みである。

本市の人口の減少は、少子高齢化により死亡者が出生者を上回る自然減と、特に 15 歳から 24 歳の年齢階層で、転出者が転入者を上回る社会減などが原因と考えられる。

人口減少により、生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関等）の縮小、税収減等による行政サービスの低下・インフラの老朽化、地域公共交通の縮小、空き家・空き店舗の増加、農地や山林の荒廃の進行、地域コミュニティの機能低下といった影響・課題が懸念されている。

これらの課題に対応するため、市民の結婚・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住定住を促進するとともに、安定した雇用の創出や時代にあった地域づくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。

なお、これらに取り組むにあたっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げる。

- ・基本目標 1 登米市で結婚し子どもを産み育てられる、子育てにやさしいまちづくり

- ・基本目標 2 登米市で生き生きと、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり
- ・基本目標 3 登米市の地域資源を活かし、安定して働けるまちづくり
- ・基本目標 4 登米市に住み続けたい、住みたいと思える魅力のあるまちづくり

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略の 基本目標	
				第1期 (2020年度)	第2期 (2021年度以降)
ア	出生者数(累計)	—	2,000人	基本 目標 3	基本 目標 1
イ	平均寿命	男性80.6年 女性87.0年	男性81.0年 女性87.2年	基本 目標 4	基本 目標 2
ウ	新規雇用創出数(累計)	—	360人	基本 目標 1	基本 目標 3
エ	移住・定住者数(累計)	—	400人	基本	基本
	交流人口数	356万人	368万人	目標 2	目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例(内閣府)：【A2007】

① 事業の名称

登米市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 登米市で結婚し子どもを産み育てられる、子育てにやさしいまちづくり事

業

- イ 登米市で生き生きと、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり事業
- ウ 登米市の地域資源を活かし、安定して働けるまちづくり事業
- エ 登米市に住み続けたい、住みたいと思える魅力のあるまちづくり事業

② 事業の内容

- ア 登米市で結婚し子どもを産み育てられる、子育てにやさしいまちづくり事業

若い世代の結婚に向けた出会いの場の創出や地域全体で子育て世代を支え、子どもが安心して学び続けられる環境づくりを推進するとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての各ステージにおいて、切れ目のない支援の取組により、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりのほか、ワーク・ライフ・バランスの確保等、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることに資する事業。

【具体的な事業の例】

- ・結婚相談会や自分磨きセミナーの開催
- ・他自治体との広域連携による出会いの場などを創出 等

- イ 登米市で生き生きと、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり事業

日常生活や交流を支える公共交通ネットワークの充実を図る事業や健康づくりの推進や地域包括ケアの充実、環境との共生などにより、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすことができる地域づくりを推進するとともに、協働によるまちづくりを推進し、地域の特性を生かした地域づくり活動に取り組むコミュニティ組織等を支援する事業。

誰もが活躍できる地域づくりを推進するとともに、近年頻発する自然災害に対応するための地域防災力の向上、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの新しい感染症対策に資する事業。

【具体的な事業の例】

- ・移動手段を持たない市民の通院や通学、買い物等の日常生活を支える公共交通体系の確保
- ・地域での共助による福祉活動や健康づくり活動、地域ボランティア活

動など、多様な分野での高年齢者の社会参加を促進 等

ウ 登米市の地域資源を活かし、安定して働けるまちづくり事業

企業誘致の推進と本市の地域資源等を活用した新たなビジネスや起業・創業への支援等により雇用の創出を図るとともに、地域産業を支える多様な人材の育成・確保に資する事業、IoT等の先進的技術の導入による生産性向上や事業承継への支援、豊富な農産物等の販路開拓等、総合的な産業振興を図り地域産業の成長を促進する事業。

【具体的な事業の例】

- ・企業立地奨励金を活用した新たな工業団地への企業誘致や市内企業の規模拡大などを支援
- ・異業種交流やビジネス商談会の開催などによる販路拡大を支援 等

エ 登米市に住み続けたい、住みたいと思える魅力のあるまちづくり事業

若者や子育て世代などから選ばれる住みたくなるまちづくりを目指して、他市町村などからの移住を推進する取組により転入者の増加を図るとともに、定住促進の取組により転出者の抑制を図る。

また、近隣市町との連携や多様な関係者との協働による観光地域づくりを進めるとともに、本市の魅力を戦略的に情報発信するシティプロモーションの総合的な取組により、関係人口や交流人口等の増加・創出を図る。

【具体的な事業の例】

- ・市内の空き家を有効活用することで、移住・定住の促進を図り、地域の活性化に資する
- ・市内に存する空き家を有効に活用し、移住及び定住の促進による本市の活性化を図るため、空き家情報バンクに登録された空き家所有者及び入居者が行う空き家の改修等支援 等

※ なお、詳細は第二次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,000,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度5月に外部有識者で構成する登米市総合計画審議会において効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）【B0908】

登米市内の雇用創出を図るため、5-2②ウに対し、地方創生応援税制に係る寄附を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った企業に対して、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な地方創生応援税制に係る寄附受領証を発行する。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで